

令和5年8月9日（水）

第1回岡山県消費生活懇談会

<資料1>

第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況

- ・ 重点施策の取組状況 1
- ・ 重点施策目標項目の進捗状況 3

[資料]

- ・ 県内の消費生活相談体制の状況 4
- ・ 「令和5年度 教員向け消費者教育講座」 5
- ・ 地域における見守りネットワークの構築について 7
- ・ 令和5年度 見守りケアアップ講座チラシ 9
- ・ 消費者教育紙芝居読み聞かせ動画の配信について 11
- ・ 令和5年度 消費者被害防止広報啓発事業について 13
- ・ 第4次岡山県消費生活基本計画に係る施策（取組）一覧 15
- ・ 令和5年度 若者の消費者被害を防ぐ動画コンテスト 別紙

その他

- ・ 「外食・中食を利用するときに気をつけること」 別紙

第4次岡山県消費生活基本計画に係る《重点施策》の取組状況 (R4年度)

重点施策	主な施策	取組状況等
<p>施策1 消費者被害の防止</p> <p>消費者に身近な市町村で消費生活相談が適切に対応できる体制づくりを支援する。また、消費生活上特に配慮を要する高齢者や障害のある人等に対して、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対策を行う。</p>	<p>市町村相談体制充実への支援</p>	<p>◎地方消費者行政推進交付金等を活用した体制整備の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村での消費生活センターの設置 … 10市 (R3同左) ・市町村での消費生活相談員の配置 … 18市町 (R3同左) ・市町村での定期相談日の設定 … 5市町 (R3同左) ・市町村へのPIO-NET[※]の設置 … 20市町(R3:19市町) <p>◎県消費生活センターで消費生活相談研修等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修、レベルアップ研修 R4: 4回113人 (R3: 4回139人) ・市町村相談員の実地研修受入れ R4: 瀬戸内市 1名2日間 (R3: 吉備中央町 2名2日間) <p>◎市町村の消費生活相談窓口への専門機関による巡回指導を実施</p> <p>R4: 4市町 (R3: 2市)</p> <p>※PIO-NET(パイオネット); 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム</p>
	<p>地域の見守りネットワーク構築の促進</p>	<p>福祉部門と連携した「消費者安全確保地域協議会」(見守りネットワーク)の構築促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の協議会設置状況 R4: 4市 (R3: 4市) 岡山市、浅口市、井原市、笠岡市 (R5. 4月～真庭市追加) ・「高齢者の消費者被害防止及び消費者安全確保地域協議会に関する研修会」R4: オンライン併用1回31人 (R3: 0回) ・見守り力アップ講座開催(地域の見守り活動人材の養成) R4: 19回438人 (R3: 12回299人)
	<p>障害のある人に配慮した教材開発・講座の実施等</p>	<p>障害のある人の消費者教育や相談支援を推進し、安全安心な消費生活を守るため、関係機関との連携を強化するネットワークづくりを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体、支援機関、特別支援学校、大学、市町村等登録団体に対し、消費者教育やトラブル情報を提供した。R4: 3回 (R3: 6回) ・県聴覚障害者センターの協力により、学校での授業や自宅学習に使用できる動画シリーズ「動画で学ぼう!消費生活」の新作を制作した。「消費者教育紙芝居『ももたといぬっち』の読み聞かせ動画」(YouTube)

重点施策	主な施策	取組状況等
<p>施策2 ライフステージに応じた消費者教育の実施</p> <p>年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況など消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう取り組む。</p>	<p>幅広い層への消費者啓発講座等の実施促進</p>	<p>消費者啓発セミナー等による被害防止の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内全域、幅広い対象（町内会、公民館、老人会、生徒・学生、職場等）で出前講座を実施 R4：70回 4,474人(R3：33回 2,122人)（上記のうちボランティア講師派遣事業 R4：22回 1,035人参加(R3：3回 162人参加)） ・消費生活講座の開催 R4：4回 215人（R3：1回 56人）
	<p>消費者教育コーディネーターの配置</p>	<p>消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーター（H26～、1名）を配置し、多様な主体と連携・協働しながらライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進する。</p>
	<p>地域の見守り力の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り力アップ講座開催（地域の見守り活動人材の養成） R4：19回 438人（R3：12回 299人）[再掲]
<p>施策3 若年者への消費者教育の推進</p> <p>民法の成年年齢引下げに向けて、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、学校等における実践的な消費者教育を推進する。</p>	<p>学校教育等における実践的な教材を活用した授業等の普及促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁作成の教材「社会への扉」等の活用促進 R4 実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合 R4：91.3%（R3：100%） ・発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進 消費生活セミナー R4：19回 2,043人(R3：7回 834人)
	<p>若年者への消費者教育を担う教員等への研修の実施充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員向け消費者教育講座 R4：2回 19人（R3：1回 13人） ・消費者啓発セミナー（教職員向け） R4：7回 268人（R3：3回 127人）
	<p>学校・大学における消費者啓発セミナー等の実施促進</p>	<p>県消費生活センター講師を派遣し、啓発講座を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者啓発セミナー（生徒・学生向け） R4：28回 2,931人（R3：13回 1,430人）

第4次岡山県消費生活基本計画における重点施策目標値の進捗状況

計画期間：令和3年度～令和7年度

重点 施策	目標項目	計画策定時 (R2(2020))	進捗状況	目標値 (R7(2025))
1 消費者被害の防止	消費生活センターの設置市町村の人口カバー率	85.1% 県毎月流動人口調査 R2.7.1	85.5% 県毎月流動人口調査 (R5.6.1)	90.0%
	消費生活相談員を配置する市町村数	18市町	18市町 (R5.4.1)	27市町村
	消費者ホットライン188の認知度 (「言葉も内容も知っている」)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">R2(2020).6月 県民意識調査</div> 15.8%	— 次回はR6(2024)調査予定	30%
	「消費者安全確保地域協議会」*1を設置した市町村の数	4市	5市 (R5.4.1)	10市町村
2 ライフステージに応じた消費者教育の実施	消費者啓発セミナー受講者数(5年累計)	32,711人 (H27～R元累計)	6,596人 (R3～4累計)	35,000人 (R3～R7累計)
	見守り力アップ講座受講者数(5年累計)	2,000人 (5年間の累計)	737人 (R3～4累計)	2,200人 (R3～R7累計)
3 若年者への消費者教育の推進	実践的な消費者教育教材*2を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	98.4% (R3.3月調査)	91.3% (R5.3月調査)	100%

*1 高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織(消費者安全法に規定)

*2 「社会への扉」(消費者庁作成)、「発達段階別消費者教育教材」・「障害のある人向けの消費者教育教材」(県作成)、DVD、チラシ、新聞、外部講師による出前講座等

県内の消費生活相談体制の状況(R5.4.1現在)

1 県消費生活センターの状況

区分	設置年月	相談員数(人)	PIO-NET配備
県消費生活センター	S45.4	13	○
(津山分室)	S49.1	2	○
計		15人	

2 市町村の状況

(1) 消費生活に関する相談窓口 …… ※全市町村に設置

(2) 消費生活センター設置・消費生活相談員配置・PIO-NET配備の状況

区分	市町村名	センター設置年月	相談員配置	PIO-NET配備	
消費生活センター設置	岡山市	H9.4	○	○	
	倉敷市	H13.4	○	○	
	津山市	H18.4	○	○	
	笠岡市	H22.4	○	○	
	井原市	H27.6	○	○	
	総社市	H29.1	○	○	
	瀬戸内市	H30.1	○	○	
	赤磐市	H29.4	○	○	
	真庭市	H23.7	○	○	
	浅口市	H23.4	○	○	
	計(10市)			10	10
消費生活センター未設置	窓口 に 相談員 を 配置	備前市	—	○	○
		早島町	—	○	○
		矢掛町	—	○	—
		計(3市町)		3	2
	相談員 による 定期 相談 を実施	玉野市	月2回	○	○
		新見市	月1回	○	○
		美作市	月1回	○	—
		勝央町	月1回	○	○
		吉備中央町	月2回	○	○
		計(5市町)		5	4
	その他	(9市町村) 高梁市、和気町、里庄町、新庄村、鏡野町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	—	—	高梁市、里庄町、鏡野町、美咲町(4市町)
合計		10市	18市町	20市町	

※ PIO-NET(パイオネット): 国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム。

令和5年度 教員向け消費者教育講座

18歳成年となって ～消費者教育を考える～

小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員等対象



今日のテーマは「契約」です

スライド・ワークシート・動画「契約について考えよう」



スライド・ワークシート・動画「インターネットショッピングについて知ろう」

成年年齢引き下げで増加が懸念される若者の消費者問題をもとに、消費者市民社会の一員として自ら考えて行動することのできる若者を育成する消費者教育について考えます。

日時 令和5年8月8日(火曜日) 13時30分～16時

会場 きらめきプラザ4階 401会議室(岡山市北区南方2-13-1)

講師 矢吹 香月 岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター(博士(法学))

内容 若者の消費者被害について、具体的な事例を交えながら問題点を解説します。
また、岡山県消費生活センター等が作成した消費者教育教材を用いて、より実践的な消費者教育について考えます。

申込 裏面申込書(※)を岡山県消費生活センターあてにメールまたはFAXにより提出
メール: syohi@pref.okayama.lg.jp FAX: (086) 227-3715

(※) 岡山県消費生活センターホームページからダウンロード可

お願い きらめきプラザ駐車スペースに限りがあるため、できるだけ公共交通機関の利用をお願いします

お問い合わせ 岡山県消費生活センター ☎ (086) 226-1019

岡山県消費者生活センター 行

令和5年度 教員向け消費者教育講座申込書

メー ル： syohi@pref.okayama.lg.jp

F A X： (086) 227-3715

氏 名：

学 校 名：

(学校以外の方は所属名)

学校区分： 小 中 高

中等教育 特別支援 その他

担当教科：

連 絡 先：

交通手段： 車 その他

これまでに岡山県消費生活センター教員向け消費者教育講座の

受講の有無： あり なし

地域における見守りネットワークの構築について

○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

高齢者等の消費者被害防止や被害の早期発見のために、地域の福祉関係者、事業者、警察等が連携して、必要な情報交換、見守り活動等を行う組織（消費者安全法に規定）

○第4次岡山県消費生活基本計画（R3年度～R7年度）における目標値

『消費者安全確保地域協議会』を設置した市町村の数 R2年度 4市 → R7年度 10市町村

○県内の協議会設置状況 5市（R5.6月末現在）

地区	設置時期	設置形態
岡山市 (五城学区) (福渡学区) (御津南学区)	H28.9.16 R4.5.26 R5.6.20	小学校区・地区単位で、各種地域団体が連携して安全で安心な地域づくりを推進する「安全・安心ネットワーク（高齢者福祉関係を含む）」の枠組みを生かして設立
浅口市 (全域)	H29.5.30	既設の高齢者虐待等防止協議会を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
井原市 (全域)	R2.4.1	既設の高齢者権利擁護推進会議を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
笠岡市 (全域)	R2.11.1	既設の地域ケア会議（介護保険関係）を消費者安全確保地域協議会に位置付ける形で設立
真庭市 (全域)	R5.4.1	成年後見制度の「権利擁護推進会議」と消費者安全確保地域協議会の機能を併せ持つ会議体を設立

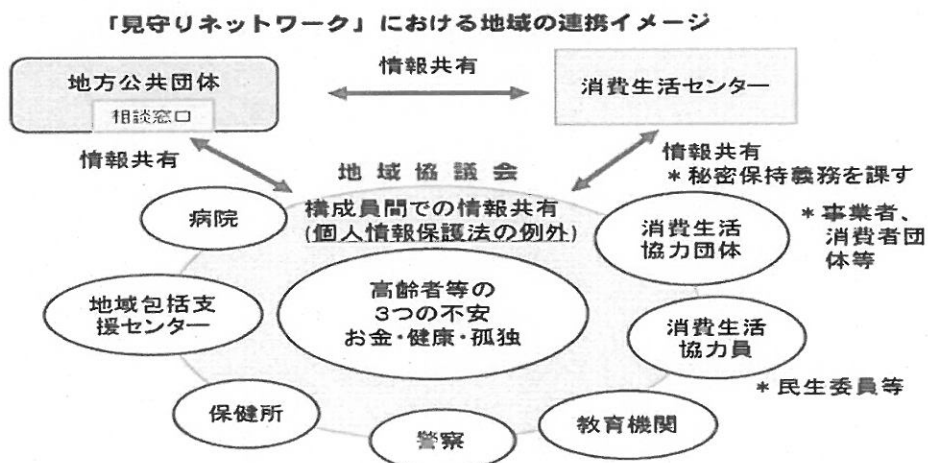
※全国の協議会設置状況：461自治体（R5(2023)年6月末現在）

○協議会の概要

協議会の役割 … 構成員間での必要な情報交換、協議

構成員の役割 … 消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守り、必要な取組を実施

- 構成員の例
- ・地方公共団体の機関（消費生活センター等）
 - ・医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター民生委員・児童委員等）
 - ・警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
 - ・教育関係（教育委員会等）
 - ・事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
 - ・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア



○協議会設置のメリット

- ・地域の関係機関の連携強化が図られ、地域の様々な問題解決がスムーズになる。
- ・見守り活動に必要な情報を協議会の構成員で効果的に共有することができる。
※個人情報を含め共有を図るための法的根拠ができる。(消費者安全法第11条の4)
- ・見守りのネットワークが安定的なものとなり、活動を効果的に継続しやすくなる。
- ・住民のつながりが強い地域としてアピールでき、悪質業者に対する抑止につながる。

○設置に向けた県のサポート

- ・研修会の開催や担当職員が地域に出向いてネットワークづくりをサポートする。
- ・地域の関係者の見守り力アップのための出前講座を開催する。

地域みんなで「見守り力」を高めていきましょう。

多発する悪質で巧妙な高齢者等への消費者被害を防ぐためには、地域の見守り活動が求められています。

日ごろ、高齢者等に接している地域の団体や福祉関係の団体の皆さん、みんなで地域の「見守り力」をアップするため、見守り活動のポイントなどを学びませんか。



高齢者の消費者トラブルを防ぐために

見守り力アップ講座

講座の内容

最新の消費者被害の情報



高齢者等への声掛けと気配り



見守る側の気づきと対処法



見守り活動のすすめ方など



● 申込 原則20人以上

民生委員・
児童委員さん

ケアマネジャー・
ヘルパーさん

地域活動を
されている方など

● 時間 2時間程度

※人数や時間は、ご相談に応じます。お申込みは裏面へ。

受講無料

見守り力アップ講座 応募方法

- 必要事項をご記入の上、原則として3週間前までに下記までご一報ください。(ファックスまたはE-mail)
- 折り返し、こちらから連絡させていただきます。

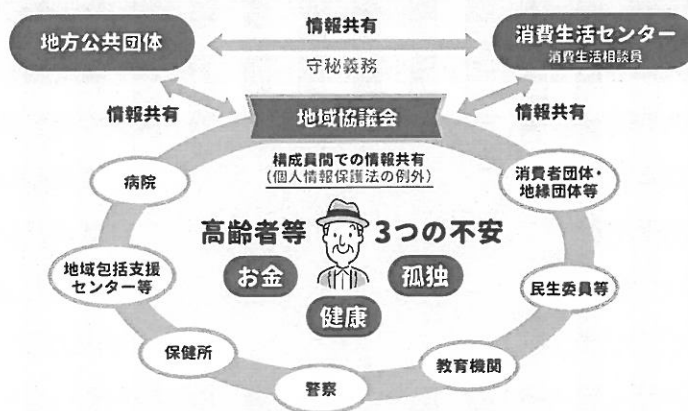


申込書 ご相談に応じますので、下記までお問い合わせください。

お申込日	20 年 月 日 ()		
開催日時 <small>時間は講座自体の開始から終了までの時間を ご記入ください。</small>	第一希望 20 年 月 日 () : ~ :	第二希望 20 年 月 日 () : ~ :	
開催場所	会場名： 住所：	会場名： 住所：	
お申込団体		参加予定人数	名
ご連絡先	部署： お名前：	電話： E-mail：	

お寄せいただく個人情報は、この講座の目的以外へ使用することはありません。

見守りネットワークにおける地域の連携イメージ



- 受講後、ご希望の方に
見守り活動を支援するため、
「消費者ネットおかやま」から
情報を提供させていただきます。

応募・お問い合わせ・ご相談

受託団体 内閣総理大臣認定・適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

岡山市北区奉還町一丁目 7-7

TEL 086-230-1316 FAX 086-230-6880

E-mail npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp



<https://okayama-con.net>

見守り活動は、
こちらまで
どうぞ



令和5年5月23日

お知らせ

課名	岡山県消費生活センター
担当	石川・芦田
内線	2898
直通	086-226-1019

紙芝居「ももたといぬっち」の読み聞かせ動画を配信します

岡山県消費生活センターでは、消費者教育紙芝居「ももたといぬっち」の読み聞かせ動画（紙芝居の2作目）を、フリーアナウンサー 中村恵美さんと岡山県聴覚障害者センターの協力により制作しYouTubeで配信します。

この紙芝居は、若者への消費者教育が求められる中で、社会生活を営む上での基礎となる責任ある行動について、幼児期から学ぶことにより、自立した消費者を育成することを目的としています。

記

1 動画の内容

タイトル	内容 (幼児～若者対象)	上映時間	出演
紙芝居 「ももたといぬっち」	社会生活を営む基となる責任の大切さについて学ぶ。	8分58秒	フリーアナウンサー 中村 恵美

2 動画公開日

令和5年5月23日（火） 午前9時

3 URL等

岡山県消費生活センターホームページ「動画で学ぼう！消費生活」サイト

<https://www.pref.okayama.jp/site/syohi/759942.html>

※上記 URL から「晴れの国おかやまチャンネル (YouTube)」にリンク

4 動画シリーズ「動画で学ぼう！消費生活」

今回公開する動画は、学校での授業や自宅学習に使用できる動画シリーズ「動画で学ぼう！消費生活」の新しい作品(8作目)で、動画に字幕を付けるなど、障害がある方も学習しやすいよう配慮しています。

5 紙芝居「ももたといぬっち」の一部



ももたは公園で捨てられている子犬を拾い、「いぬっち」と名前をつけて飼うことにしました。犬小屋を作り、散歩に行っ、エサもあげます。

ある日、ももたの家に遊びにきたうらちゃんは、いぬっちを見て一目ぼれ。いぬっちが欲しくなっうらちゃんは、ももたにある相談を持ちかけます。



このゲーム ゼ〜んぶと
いぬっち かえっこして

ゲーム全部と いぬっち かえっこして!



いぬっちは ももたのこえをきいて
しっぽをふって とびだしました

いぬっちは ももたの声を聞いて飛び出しました



いぬっちは やつぱり
ももたの たいせつなかぞく

いぬっちは ももたの大切な家族

令和5年度 消費者被害防止広報啓発事業について

年間計画

月	内 容	備 考
4月		
5月	第1回消費生活講座 『私を作る 誰一人取り残さない社会』 (5/9) (きらめきプラザ)	
6月		
7月	動画コンテスト公募開始(～10月4日締切) 岡山県広報番組 RSK「晴れの国生き活きテレビ」 ◆テーマ「消費者トラブルを防止する取り組み」(7/16放送)	
8月	教員向け消費者教育講座『18歳成年となって～消費者教育を考える～』 (8/8) (きらめきプラザ)	
9月	第2回消費生活講座 『聴こえについて～視覚障害者の現状～』 (9/20) (きらめきプラザ)	
10月		
11月	第3回消費生活講座 『食品の安全とリスク (仮称)』 (11/17) (きらめきプラザ)	
12月	動画コンテスト受賞作品を用いた啓発(～2月)	
1月		
2月	第4回消費生活講座 『消費生活相談員最前線 (仮称)』 (2/16) (きらめきプラザ)	
3月		
随 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県広報 (TV、ラジオ、広報紙、デジタルサイネージ、Facebook、Twitter等) ・ 消費者啓発セミナー (センター職員、ボランティア講師による無料講座) ・ 暮らしの1日教室 (消費生活センターの見学、ミニ講座) ・ 啓発リーフレット、チラシの配布 ・ 新聞、生活情報誌等；消費者トラブル事例掲載 ・ センター便り (季刊) 	

消費者被害防止に向けた広報・啓発（くらし安全安心課）

1 令和5（2023）年度事業計画

- ・ 令和4年4月の成年年齢が引き下げから1年が経過し、若年者の消費者被害の拡大が懸念されていることから、被害防止動画の公募などを通じて、引き続き啓発活動を実施する。
- ・ SNSや県政広報資料等を活用し、消費者トラブルの注意喚起や身近な消費生活相談窓口を案内する消費者ホットライン（188）の周知を実施する。

2 令和4（2022）年度事業実績

（1）18歳から大人！消費者被害の未然防止に係る動画広告配信事業

成年年齢引き下げにあわせて、令和3年度事業で制作した若年者向けの消費者被害防止啓発動画をWEB広告で配信

- 配信期間 5/17～7/15
- 視聴回数 831,225回
 - 〈内訳〉 YouTube 231,600回
 - Instagram 7,587回
 - Twitter 592,038回

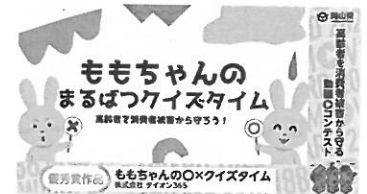
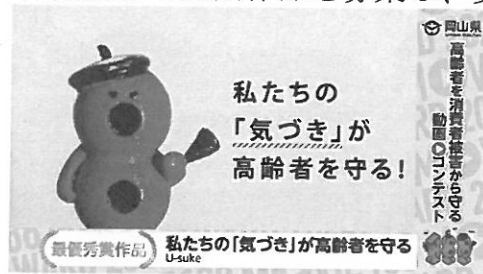


（2）高齢者を消費者被害から守る動画コンテスト

「高齢者を消費者被害から守る」をテーマに県民から動画作品を募集し、受賞した作品をWEB広告等で配信

- 作品募集期間 7/4～10/3
- 応募総数 27作品
- 受賞作品 3作品（最優秀1、優秀2）
- 受賞作品広告配信期間 12/20～2/28
- 視聴回数 3,038,854回

- 〈内訳〉 YouTube 1,144,101回
- Tver 198,724回
- TikTok 1,271,467回
- Yahoo! 424,562回



（3）靈感商法を含めた悪質商法防止に向けた周知啓発事業

靈感商法等の悪質商法や不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済のため、動画やチラシを作成し、動画はWEB広告で配信、チラシは県内の大学生等へ配布

- 配信期間 2/7～3/10
- 視聴回数 1,814,851回

- 〈内訳〉 YouTube 1,027,167回
- Tver 101,579回
- Twitter 686,105回



（4）その他

- ・ 県立図書館での部門展示 9/22～10/23
- ・ RSKラジオ対談 2/9

第4次消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧

基本目標 I 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】消費者被害の防止

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 県消費生活センターの充実	1	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	8,000件	6,625件	8,000件	
	2	法律特別相談(弁護士相談)の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部消費生活センター	相談件数	50件	37件	50件	
	3	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部消費生活センター	開催回数	4回	4回	4回	
	4	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かせます。	県民生活部消費生活センター	相談件数	8,000件	6,625件	8,000件	
	5	消費者啓発セミナーの実施	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(一般県民、高齢者、生徒・学生、教職員、保護者、職場等)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	参加者数	40回 3,000人	70回 4,474人	75回 4,800人	再掲 40,46.5 5,61.65 .69.71
	6	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、 参加者数	4回 150人	4回 215人	4回 220人	再掲 44
	7	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、 参加者数	3回 30人	4回 58人	4回 60人	再掲 45
	8	生活情報サロンでの情報提供	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	利用者数	1,000人	847人	1,000人	再掲 98
2 市町村の相談体制充実への支援	9	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかける。	瀬戸内市から実地研修を2日間受け入れた。	市町村からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れる。	
	10	消費者被害防止行政連絡会議(市町村担当者会議)の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた行政連絡会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加市町村数	27市町村	20市町村	27市町村	
	11	市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、「消費生活相談ガイドブック」を作成・配布するとともに、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数 参加者数	4回 150人	4回 113人	4回 150人	
	12	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた指導員が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行います。	県民生活部くらし安全安心課	実施市町村	5市町村	4市町	5市町村	
3 高齢者等の消費者被害を防止するための地域の見守りネットワーク構築の促進	13	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部くらし安全安心課		市町村の見守り活動と連動した啓発や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	高齢者の消費者被害防止及び消費者安全確保地域協議会に関する研修会(R4.12月)と、設置に関する聞き取り(3市町)を実施した。	見守り活動と連動した市町村の啓発活動や消費者安全確保地域協議会の設置を支援する。	再掲 16
	14	見守り力アップ講座	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	460人	438人	480人	再掲 17.54, 74
	15	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tube による消費者教育動画の配信など、障害のある人に配慮した教材の提供を行う。	障害者団体等に対し、消費者教育やトラブル情報を提供した。また、消費者教育動画シリーズ「動画で学ぼう! 消費生活」をYouTubeで配信した。	障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tube による消費者教育動画を配信する。また、障害のある人の特性に配慮した教材を開発する。	再掲 53

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
4 障害のある 人の支援 ネットワーク 構築の促進	16	地域の見守りネット ワークづくりへの支援 (再掲)	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活 部くらし安 全安心課		見守り活動と連 動した市町村の 啓発活動や消費 者安全確保地域 協議会の設置を 支援する。	高齢者の消費者被 害防止及び消費者 安全確保地域協議 会に関する研修会 (R4.12月)と、設置 に関する聞き取り (3市町)を実施し た。	見守り活動と連動 した市町村の啓発 活動や消費者安全 確保地域協議会の 設置を支援する。	再掲 13
	17	見守り力アップ講座 (再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活 部くらし安 全安心課	参加者数	460人	438人	480人	再掲 14,54, 74
5 若年者の 消費者被害 防止	18	青少年のインターネット の適正な利用に係る普及 啓発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉 部子ども 家庭課		スマホ・インター ネット利用に係る 危険性や、フィル タリングやペアレ ンタルコントロール の必要性を周知 するため、効果 的な啓発手法を 検討し、実施す る。	青少年にスマホ・イ ンターネット利用 に係る危険性や注 意点を周知するた め、デジタル広告に よってスマホ・ネッ ト適正利用啓発動画 を広報した。	スマホ・インター ネット利用に係る 危険性や、フィルタ リングやペアレンタル コントロールの必要 性を周知するため、 効果的な啓発手法 を検討し、実施す る。 また、関係機関と 連携して、携帯電 話販売店に対する 立入調査を積極的 に推進する。	再掲 50
	19	青少年健全育成に向 けた講師の派遣	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	子ども・福祉 部子ども 家庭課	派遣回数	30回	27回	30回	再掲 57,90
	20	非行防止教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部 少年課		インターネットの 危険性を知らない まま子供たちが スマートフォン 等を利用し、犯罪 被害に遭うケー スが後を絶たな いことから、ネッ トに起因する犯罪 被害の状況、フィ ルタリングやペア レンタルコントロ ールの重要性 等を学ぶ教室を 開催する。	非行防止教室(イン ターネットモラル教 室)の開催回数 475回	インターネットの危 険性を知らないま ま子供たちがスマ ートフォン等を利用 し、犯罪被害に 遭うケースが後を 絶たないことから、 ネットに起因する犯 罪被害の状況、フィ ルタリングやペアレ ンタルコントロール の重要性等を学ぶ 教室を開催する。	再掲 58,91
	21	「ケータイ・スマホの正 しい使い方」(WEBサ イト)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	子ども・福祉 部子ども 家庭課		子ども・保護者へ 向けて、スマー トフォン等利用時 の危険性や注意 点などの情報を 提供し、広報啓 発する。	WEBサイトにより、 スマートフォン等利 用時の危険性や注 意点などの情報を 提供した。	子ども・保護者へ向 けて、スマートフォン 等利用時の危険 性や注意点などの 情報を提供し、広 報啓発する。 また、同ウェブ ページの内容をタイ ムリーな事例に改 修する。	再掲 59,92
	22	保護者等のスマホ・ ネット問題への理解の 促進	「知っていますか？スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生 涯学習 課・人権 教育・生 徒指導課		(生涯学習課) PTA研修等を通 して、保護者にス マホ等の利用に 関する「家庭の ルールづくり」の 必要性を伝えると ともに、親子で 活用するプログラ ムの実施回数は増 加に止らなかった。 (人権教育・生徒 指導課) 啓発リーフレット の活用により、保 護者等のスマホ・ ネット問題への理 解を促進する。 また、利用時間 制限等のペアレン タルコントロール 機能の有効性やス マホの購入時の家 庭のルールづくり などを記載したチ ラシにより啓発 を図った。	(生涯学習課) PTA研修等を通 して、保護者にス マホ等の利用に 関する「家庭の ルールづくり」の 必要性を伝えると ともに、親子で 活用するプログラ ムの実施回数は増 加に止らなかった。 (人権教育・生徒 指導課) 啓発リーフレット の活用により、保 護者等のスマホ・ ネット問題への理 解を促進する。	(生涯学習課) PTA研修等を通 して、保護者にス マホ等の利用に 関する「家庭の ルールづくり」の 必要性を伝えると ともに、親子で 活用するプログラ ムの実施回数は増 加に止らなかった。 (人権教育・生徒 指導課) 啓発リーフレット の活用により、保 護者等のスマホ・ ネット問題への理 解を促進する。	再掲 60,94
6 外国人の 消費者トラ ブルの解決支 援	23	在住外国人に対する 多言語による生活相 談、情報提供	岡山県外国人相談センターにおいて、在住外国人に対し、多言語による生活相談、情報提供を実施するとともに、専門的な相談については、関係機関や専門機関への取次ぎ等を実施しています。	県民生活 部国際課		岡山県外国人相談 センターにおいて、 消費者トラブル を含む生活相談 に多言語で対 応します。	岡山県外国人相談 センターにおける相 談件数:1,080件	岡山県外国人相談 センターにおいて、 消費者トラブルを 含む生活相談に多 言語で対応します。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
	24	多言語コールセンターの設置	県内観光施設や宿泊施設等を対象に、24時間無休の多言語コールセンターを設置し、通訳・翻訳サービスを実施することにより、外国人旅行者との円滑なコミュニケーションを支援します。	産業労働部観光課		県内観光施設等に、映像通訳を含めコールセンターの利用を周知啓発する。	登録者数:397者 利用件数:通訳11件、翻訳295件	県内観光施設等に、映像通訳を含めコールセンターの利用を周知啓発する。	
7 消費者の権利擁護	25	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化等も含めて、一層の機能の充実に努めるよう支援します。	子ども・福祉部長寿社会課	相談件数	8,500件	7,096件	7,100件	
	26	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	子ども・福祉部長寿社会課	研修受講人数	130人	105人	130人	

【重点目標2】 消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 様々な被害からの救済	27	県・市町村等における消費生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部消費生活センター	相談件数	20,000件	17,571件	20,000件	
	28	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談体制の充実・強化など、関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策(ヤミ金融対策を含む。)を推進しています。	県民生活部くらし安全安心課	開催回数	1回	1回	1回	
	29	多重債務者無料法律相談会の開催	岡山弁護士会及び岡山県司法書士会と協力して、多重債務に関する無料の法律相談会を実施します。	県民生活部くらし安全安心課	相談会開催回数	4回	4回	計画なし	
	30	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、職員による無料相談(貸金業者の登録の有無の確認、違法な取立て行為、多重債務など)を実施します。	産業労働部経営支援課	相談件数	-	21	-	
	31	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部住宅課	相談件数		リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催する予定。	リフォーム推進協議会において、相談会等を開催し、33件の相談に対応した。	リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催する予定。
	32	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。	県民生活部くらし安全安心課	あっせん調停件数	-	0件	-	
	33	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟が起きたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部くらし安全安心課	援助件数	-	0件	-	

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

【重点目標1】 ライフステージに応じた消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 学校教育等での消費者教育の推進	34	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、教育委員会、市町村、関係機関と連携しながら、発達別消費者教育教材を活用した研修の実施等に取り組む。	消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、教育委員会、市町村、関係機関と連携しながら、発達別消費者教育教材を活用した研修の実施等に取り組む。また、高齢者や障害者など配慮を要する消費者の見守り活動に取り組む者に合わせた教材を開発した。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材を活用した研修の実施等に取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材開発に取り組む。	
	35	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこなどの遊び等による買い物や生活経験等を通して、お金や物の価値、社会のルールやマナーの基礎を学習します。	教育庁義務教育課		県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛ける。	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛けた。	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働き掛ける。	
	36	小学校段階での消費者教育	3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。	教育庁義務教育課		研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	
	37	中学校段階での消費者教育	社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。	教育庁義務教育課		研修講座等で消費者教育の推進を働き掛ける。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	研修講座等で消費者教育の推進を働き掛けた。	
	38	高等学校段階での消費者教育	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学は公民)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課		公民科・家庭科等において指導を実施する。	公民科・家庭科等において指導を実施するとともに、消費者庁作成の「社会への扉」等を活用し実施した。	公民科・家庭科等において指導を実施する。	再掲 63

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	39	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・職務教育課		社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施した。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 64
	40	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が正しい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	実施回数、参加者数	10回 1,500人	28回 2,931人	31回 3,250人	再掲 5,46,55 61,65, 69,71
	41	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター		消費生活セミナーの実施 7回 1,000人	19回 2,043人	22回 2,360人	再掲 66,89, 96
	42	金融知力講座(学生向け)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会		10月18日、10月25日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	10月18日、10月25日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	10月17日、10月24日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	再掲 67,83
	43	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に係る庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加団体数	9団体	9団体	9団体	
	44	消費生活講座(再掲)	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	4回 150人	4回 215人	4回 220人	再掲 6
	45	くらしの一日教室(再掲)	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 30人	4回 58人	4回 60人	再掲 7
	46	消費者啓発セミナー(一般向け・高齢者向け)の実施(再掲)	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	25回 600人	45回 1,462人	47回 1,530人	再掲 5,40,55 61,65,
	47	金融広報アドバイザーの派遣	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間57回実施)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 56,62, 84
	48	消費者被害撲滅キャンペーン R4～ 消費者月間を中心とした消費者被害防止啓発事業	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携し、イベントを通じて啓発活動を行います。 R4～ 悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行います。	県民生活部くらし安全安心課		5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行う。	統一テーマ「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」のもと、ポスター掲示や消費者団体への啓発資料配布を行った。	5月の消費者月間を中心に、消費者団体等と連携し、啓発活動を行う。	
	49	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺を始めとした各種犯罪の被害を防止するため、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行います。	県民生活部くらし安全安心課		犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	・特殊詐欺被害防止カレンダーの作成・配布 ・「特殊詐欺被害防止見守りハンドブック」の作成・配布 ・新聞紙面広告を活用した特殊詐欺被害防止広報等	犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	
2 地域社会での消費者教育の推進	50	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進(再掲)	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	子ども・福祉部子ども家庭課		スマホ・インターネット利用に係る危険性や、フィルタリング等ペアレンタルコントロールの必要性を周知するため、効果的な啓発手法を検討し、実施する。	青少年にスマホ・インターネット利用に係る危険性や注意点を周知するため、デジタル広告によってスマホ・ネット適正利用啓発動画を広報した。	スマホ・インターネット利用に係る危険性や、フィルタリング等ペアレンタルコントロールの必要性を周知するため、効果的な啓発手法を検討し、実施する。 また、関係機関と連携して、携帯電話販売店に対する立入調査を積極的に推進する。	再掲 18
	51	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部生活安全企画課		防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、広報啓発、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	重点項目の高齢者を中心とした幅広い年齢層に対する広報啓発、金融機関等と連携した水際対策、身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、広報啓発、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
	52	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活安全捜査課		悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを8,000部作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲 104
	53	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業(再掲)	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指します。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業パック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を活用した講座等を実施します。	県民生活部暮らし安全安心課・消費生活センター		障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tubeによる消費者教育動画の配信など、障害のある人に配慮した教材の提供を行う。	障害者団体等に対して継続的な情報提供を行うとともに、You Tubeによる消費者教育動画を配信する。また、障害のある人の特性に配慮した教材を開発する。	再掲 15	
	54	見守りカアップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部暮らし安全安心課	参加者数	460人	438人	480人	再掲 14.17.74
3 家庭での消費者教育の推進	55	消費者啓発セミナー(保護者向け)の実施(再掲)	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことと対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 100人	7回 268人	7回 270人	再掲 5,40.46 61.65.69.71
	56	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、学校の保護者会やPTA研修などに派遣して、保護者向けに、子どもの金銭管理の身に付け方などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間57回実施)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 47.62.84
	57	青少年健全育成に向けた講師の派遣(再掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	子ども・福祉部子ども家庭課	派遣回数	30回	27回	30回	再掲 19.90
	58	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等においてインターネットモラルの向上を目的とした非行防止教室を実施します。	警察本部少年課		インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	非行防止教室(インターネットモラル)の開催回数 475回	インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングやペアレンタルコントロールの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲 20.91
	59	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	子ども・福祉部子ども家庭課		子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。	WEBサイトにより、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供した。	子ども・保護者へ向けて、スマートフォン等利用時の危険性や注意点などの情報を提供し、広報啓発する。 また、同ウェブページの内容をタイムリーな事例に改修する。	再掲 21.92
	60	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援学習プログラムの活用について、(人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	(生涯学習課) PTA研修等において、スマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援学習プログラム等を活用した研修実施を呼びかけたものの、スマホ等をテーマにしたプログラムの実施回数は増加に至らなかった。(人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	(生涯学習課) PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援学習プログラムの活用について、(人権教育・生徒指導課) 啓発リーフレット等の活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22.94

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
4 職域での消費者教育の推進	61	消費者啓発セミナー(職場向け)の実施(再掲)	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	10回 300人	7回 208人	7回 210人	再掲 5,40.46 55.65, 69.71
	62	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、企業等からの要請に応じて、新入社員等を対象とした研修会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策などについての講座を実施します。	金融広報委員会		希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間57回実施)	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間50回程度)	再掲 47.56, 84

【重点目標2】 若年者への消費者教育の推進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 成年年齢引下げに対応した消費者教育・啓発の強化	63	高等学校段階での消費者教育(再掲)	公民科(現代社会(令和4年度以降の入学は公共)、政治・経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。	教育庁高校教育課	—	公民科・家庭科等において指導を実施する。	公民科・家庭科等において指導を実施するとともに、消費者庁作成の「社会への扉」等を活用し実施した。	公民科・家庭科等において指導を実施する。	再掲 38
	64	消費者教育における外部講師の活用(再掲)	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な探究の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課・義務教育課	—	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施した。	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	再掲 39
	65	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施(再掲)	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者がしやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	—	10回 1,500人	28回 2,931人	31回 3,250人	再掲 5,40.46 55.61, 69.71
	66	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	—	消費生活セミナーの実施 7回 1,000人	19回 2,043人	22回 2,360人	再掲 41.89, 96
	67	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	—	10月18日、10月25日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	10月18日、10月25日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	10月17日、10月24日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度参加)	再掲 42.83

【重点目標3】 消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	68	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加・活用や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実を図ります。	教育庁義務教育課・高校教育課・総合教育センター 県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	2回 20人	(教育庁)3回 51人 (消費セ)2回 19人	(教育庁)1回 20人 (消費セ)2回 20人	
	69	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が注意が必要な消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 100人	7回 268人	7回 270人	再掲 5,40.46 55.61, 65.71
	70	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	消費者教育コーディネーター配置数	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材を活用した研修の実施等に取り組む。また、高齢者や障害者など配慮を要する消費者の見守り活動に取り組む者に向けた教材を開発した。	県消費生活センターに消費者教育コーディネーターを1名配置し、関係機関等と連携しながら、発達別消費者教育教材を活用した研修の実施等に取り組む。また、障害のある人の特性に配慮した教材開発に取り組む。		再掲 34.73
2 大学における教職員の指導力の向上	71	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が注意が必要な消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 100人	7回 268人	7回 270人	再掲 5,40.46 55.61, 65.69
	72	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活部消費生活センター	開催回数、参加者数	1回 30人	研修 0回 (派遣 22回)	研修 1回 30人	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
3 地域人材 の育成	73	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活 部くらし安全 安心課・消費 生活セン ター	消費者教 育コーデ ィネーター配 置数	県消費生活セン ターに消費者教 育コーディネ ーターを1名配 置し、関係機 関等と連携し ながら、発 達別消費者教 育教材を活用 した研修の実 施等に取り 組む。	消費生活セン ターに消費者 教育コーディ ネーターを1 名配置し、教 育委員会、 市町村、関 係機関と連 携しながら、 発達別消費 者教育教材 を活用した 研修の実施 等に取り組 んだ。	県消費生活セ ンターに消費 者教育コーデ ィネーターを 1名配置し、 関係機関等 と連携しな がら、発達 別消費者教 育教材を活用 した研修の 実施等に取り 組む。また、 障害のある 人の特性に 配慮した教 材開発に取 り組む。	再掲 34.70
	74	見守りカアップ講座 (再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活 部くらし安全 安心課	参加者数	460人	438人	480人	再掲 14.17, 54

【重点目標4】 他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 環境教育 との連携	75	環境学習の推進 (環境学習出前講座・ おかやま環境学習プロ グラム集(WEB版))	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。 環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と環境学習センター「アスエコ」では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。 「おかやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介しています。	環境文化 部新エネ ルギー・温 暖化対策 室	出前講座 開催回数 (委託)	様々な「環境学 習出前講座」を 実施する。 「おかやま環境 学習プログラム 集(WEB版)」に おいて、出前 講座などによ る環境保全等 に関する学習 プログラムや 体験プログラ ム、施設見学 などの環境学 習メニューを 提供している 県内施設など を紹介する。	457回	様々な「環境学 習出前講座」を 実施する。 「おかやま環境 学習プログラム 集(WEB版)」に おいて、出前 講座などによ る環境保全等 に関する学習 プログラムや 体験プログラ ム、施設見学 などの環境学 習メニューを 提供している 県内施設など を紹介する。	
	76	子どもの環境に対する 意識の醸成 (子どもエコクラブ・環境 学習エコツアー)	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、子どもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化 部新エネ ルギー・温 暖化対策 室	環境学習 エコツアー 参加者数	子どもエコクラ ブの活動支援 や、環境学習 エコツアーの 実施などによ り、環境学習 を推進する。	コロナ禍にお いて、従来 から実施して いるバスツアー に加え、オン ラインによる エコツアーを 実施した。 【エコツアー 参加者数等】 団体向けバス ツアー1,151 人 オンラインエ コツアー109 人	子どもエコクラ ブの活動支援 や、環境学 習エコツアー の実施など により、環 境学習を推 進する。	
2 食育との 連携	77	健康づくり普及事業	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健医療 部健康推 進課		リーダー研修会・ 教室 開催回数 300 回	リーダー研修会・ 教室 開催回数 417回	各保健所・支所で 実施予定	
	78	食育ネクストステージ プロジェクト	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、岡山県食の安全・食育推進計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開します。	保健医療 部健康推 進課	開催回数	開催回数 13回	開催回数 18回	各保健所・支所で 実施予定	
	79	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産 部農村振 興課	-	地産地消協力店 登録店舗数 416 店舗	地産地消協力店 登録店舗数 406店 舗	地産地消協力店 登録店舗数 416店 舗	
	80	学校給食指導者等研 修講座	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に講習会を実施します。(隔年開催)	教育庁保 健体育課	参加者数	(隔年開催)	-	360人	
3 金融教育 との連携	81	岡山県金融・金銭教育 協議会(教員向け)	金融・金銭教育の重要性やその進め方等について、講演、参加者による研究報告及び意見交換等を通じて理解を深めることにより、教育現場における金融・金銭教育の取組を支援します。	金融広報 委員会	開催数	「2022年度 岡山 県金融・金銭教 育協議会」を開 催(幼稚園・小 学・中学校・高 等学校)	2023年2月20日 に「2022年度 岡山県金融・金 銭教育協議会」 を開催(園長、 校長、岡山県 ・市町村教育 委員会、岡山 県金融広報委 員会関係者等) (参加者31名)	「2023年度 岡山 県金融・金銭教 育協議会」を開 催(幼稚園・小 学・中学校・高 等学校)	
	82	金融・金銭教育研究校	幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金融経済に関する正しい知識の習得(金融教育)や、金銭やものに対する健全な価値観の養成(金銭教育)を図るための教育を実践し、その効果的な方法を研究する幼稚園、小・中・高等学校を指定した上で、その取組をサポートします。	金融広報 委員会	実施校数	高校(2先)、小学 校(1先)、幼稚 園(1先)へ新規 委嘱、継続委 嘱、中学校(1 先)、小学校(1 先)	高校(2先)、小学 校(1先)、幼稚 園(1先)へ新規 委嘱、継続委 嘱、中学校(1 先)、小学校(1 先)	小学校(1先)へ 新規委嘱、継 続委嘱、中 学(2先)、小 学(1先)、幼 稚園(1先)	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
3 金融教育 との連携	83	金融知力講座(学生向 け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の 学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と 向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連 続講座において、金融に関する実践的な知識等を 提供します。	金融広報 委員会	参加者数	10月18日、10月 25日に1回ずつ 金融広報アドバ イザーを派遣(各 50名程度参加)	10月18日、10月25 日に1回ずつ金融 広報アドバイザーを 派遣(各50名程度 参加)	10月17日、10月24 日に1回ずつ金融 広報アドバイザーを 派遣(各50名程度 参加)	再掲 42.67
	84	金融広報アドバイザー の派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で 活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、 地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金 融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策 など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報 委員会	派遣回数	希望する団体に アドバイザーを派 遣して金融経済 等に関する講座 を実施(年間50回 程度)	希望する団体にア ドバイザーを派遣 して金融経済等 に関する講座を 実施(年間57回 実施)	希望する団体にア ドバイザーを派遣 して金融経済等 に関する講座を 実施(年間50回 程度)	再掲 47.56, 62
	85	金融経済講演会(一般 向け)	金融・経済に関する幅広いテーマでの講演会の開 催により、県民が身近に金融・経済についての知識を 得ることができる機会を提供します。	金融広報 委員会	参加者数	秋に、おかやま 未来ホールにて 「くらしとおかね講 演会(金融経済 講演会)」を開催 (1回 300名)	10月15日におかや ま未来ホールに て、元民放解説委 員長 海洋冒険家 幸坊治郎氏を招 き、「明日を読む～ あふれる情報の海 を乗り切るには～ 」と題して「くらし とおかね講演会(金 融経済講演会)」を 開催(参加者295名 <収容数 300名、コ ロナ感染対策>)	秋に、おかやま未 来ホールにて「く らしとおかね講演 会(金融経済講演 会)」を開催(1回600 名<通常収容数 >)	
	86	知るぼると塾(一般向 け)	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテ マにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活 情報を提供します。	金融広報 委員会	参加者数	秋以降、「知るぼ ると塾」を2回開 催(各30名程度)	2023年1月29～30 日に第一セントラ ルビルにてアドバ イザーを講師に以 下のテーマで「知る ぼると塾」を開催 1月29日「年金の もらい方いろいろ！ ～これから年金を 受け取る方へ～」 (参加者33名)、 1月30日「生活に おけるリスクに対 する備え」(参加者 19名)	秋以降、「知るぼ ると塾」を2回開 催(各30名程度)	
	87	消費生活展等での金 融に関するアドバイス 等(一般向け)	行政や消費者団体が実施する「消費生活展」等に出 展して、金融広報アドバイザーが、直に住民に対して、 生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報 提供を行います。	金融広報 委員会	参加者数	希望する先に対 し、アドバイザー を派遣して消費 生活展を開催	希望先なし(コ ロナ感染拡大防 止の観点により 中止)	希望する先に対 し、アドバイザー を派遣して消費 生活展を開催	
4 情報教育 との連携	88	学校教育における情報 教育	学校教育における情報教育は、小学校では各教科 等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高 等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セ キュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の 育成を目指して実施しています。	教育庁職 務教育課・高校 教育課		高等学校では、 情報科を中心に 「情報活用能力」 の育成に向けて 指導を実施する。	高等学校では、 情報科を中心に 「情報活用能力」 の育成に向けて 指導を実施した。	高等学校では、 情報科を中心に 「情報活用能力」 の育成に向けて 指導を実施する。	
	89	「発達段階別消費者教 育教材」を活用した授 業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情 報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教 材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書 込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図りま す。	県民生活 部消費生 活セン ター 教育庁職 務教育課・高校 教育課		消費生活セミ ナーの実施 7回 1,000人	19回 2,043人	22回 2,360人	再掲 41.66, 96
	90	青少年健全育成に向 けた講師の派遣(再 掲)	スマートフォンやインターネット問題に詳しい専門 家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演 会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促 進を図ります。	子ども・福 祉部子 ども家 庭課	派遣回数	30回	27回	30回	再掲 19.57
	91	非行防止教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から 青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中 高等学校等においてインターネットモラルの向上を 目的とした非行防止教室を実施します。	警察本 部少 年課		インターネット の危険性を知ら ないまま子供 たちがスマ ートフォン 等を利用し 、犯罪被害 に遭うケー スが後を絶 たないこと から、ネッ トに起因す る犯罪被害 の状況、フ ィルタリ ングやベ アレン タルコ ントロ ールの重 要性等を 学ぶ教室 を開催す る。	非行防止教室(イ ンターネッ トモラル)の 開催回数 475回	インターネット の危険性を 知らないま ま子供たち がスマ ートフォン 等を利用 し、犯罪 被害に 遭うケー スが後を 絶たない ことから 、ネット に起因す る犯罪 被害の 状況、フ ィルタリ ングや ベア レン タル コ ン ト ロ ー ル の 重 要 性 等 を 学 ぶ 教 室 を 開 催 す る。	再掲 20.58
92	「ケータイ・スマホの正 しい使い方」(WEBサ イト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケー タイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホ ームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマ ートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報 を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考 え・学べるよう支援しています。	子ども・福 祉部子 ども家 庭課		子ども・保護者 へ向けて、スマ ートフォン等 利用時の危 険性や注意 点などの情 報を、広 報啓発す る。	WEBサイトによ り、スマ ートフォン 等利用時の 危険性や注 意点などの 情報を提 供した。	子ども・保護者 へ向けて、スマ ートフォン 等利用時の危 険性や注意 点などの情 報を、広 報啓発す る。また、同 ウェブ ページの 内容を タイム リーな 事例に 改修す る。	再掲 21.59	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
4 情報教育 との連携	93	情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るため、県総合教育センターで研修講座を実施し、スマホ・ネット問題への対応など、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁総合教育センター	情報モラル教材を活用した研修講座数	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかけた。【6講座】	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	
	94	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか?スマホ・ネットのこと」「我が家のスマホ・ネットルールづくり」「『スマホ』購入虎の巻」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生涯学習課・人権教育・生徒指導課		(生涯学習課)PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラムの活用について、周知していく。 (人権教育・生徒指導課)啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したチラシにより啓発を図った。	(生涯学習課)PTA研修等を通して、保護者にスマホ等の利用に関する「家庭のルールづくり」の必要性を伝えるとともに、親育ち応援プログラムの活用について、周知していく。 (人権教育・生徒指導課)啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲 22,60	
	95	OKAYAMAスマホサミット	子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しており、平成30年度からは、中学生・高校生に加え、小学生や保護者にも対象を広げて実施しています。(コロナにより、R2は開催中止)	教育庁人権教育・生徒指導課		OKAYAMAスマホサミットの開催	OKAYAMAスマホサミット2022/参加校(者):中学校8校、高等学校2校、保護者1人/実施日:Teachers: R4.6.23(木)、R4.7.21(木)/第1回:R4.7.12(火)、R4.7.13(水)/第2回(参集):R4.8.1(月)/第3回:R4.9.30(金)、R4.10.13(木)/第4回(成果報告会):R4.11.12(土)県北スマホサミット参加校:中学校15校実施日:Teachers:R4.5.17(火)/オンラインサミット:R4.7.11(月)~14(木)、R4.8.24(水)~30(火)/第1回(成果報告会):R4.11.24(木)、R4.11.25(金)	OKAYAMAスマホサミットの開催 県北スマホサミットの開催	
5 その他の 関連する教育との 連携	96	(法教育との連携)「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」「どこまで売買は認められるの?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部消費生活センター 教育庁	消費者教育セミナーの実施 7回 1,000人	消費生活セミナーの実施 7回 1,000人	19回 2,043人	22回 2,360人	再掲 41,6689
	97	(国際理解教育との連携)国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探求するなどの学習を行います。	教育庁義務教育課		国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考えた。	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	

【重点目標5】消費生活に関する啓発・情報提供

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組 結果)	R5計画 (数値、もしくは取組 予定内容)	備考
1 消費生活 に関する啓発・情報 提供の充実	98	生活情報サロンでの情報提供(再掲)	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活部消費生活センター	利用者数	1,000人	847人	1,000人	再掲 8
	99	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(年4回発行)	県民生活部消費生活センター	発行部数	8,000部	8000部	8,000部	
	100	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす虎の巻」 ・医療サービスを受ける前に確認しよう ~私たちは医療消費者~ 他	県民生活部くらし安全安心課・消費生活センター	発行部数	10,000部	10,000部	10,000部	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 消費生活 に関する啓 発・情報提 供の充実	101	新聞等による情報提供	新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活 部消費生 活セン ター		テレビ・新聞・ラジ オによる広報を 行う。	テレビ・新聞・ラジオ による広報を行っ た。	テレビ・新聞・ラジオ による広報を行う。	
	102	ホームページ等による 情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活 部消費生 活セン ター 他	HPアクセス 件数	40,000件	・県HPアクセス数 確認方法変更 ・HPやSNS等で、消 費者安全や消費者 被害防止に関する 情報を提供した、	・HPやSNS等で、消 費者安全や消費者 被害防止に関する 情報を速やかに提 供する。	
	103	ソーシャルメディアによ る情報提供	県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネット ワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保 のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報 をタイムリーに情報提供します。	県民生活 部消費生 活セン ター		ソーシャルメデ ィアによる情報提 供を行う。	ソーシャルメデ ィアによる情報提 供を行った。	ソーシャルメデ ィアによる情報提 供を行う。	
	104	悪質商法被害防止対 策の推進(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成 し広報啓発を行います。	警察本部 生活安全 捜査課		悪質商法等の被害 防止に向け、最 新の手法を反 映したパンフレ ットを作成し、広 報啓発を行う。	悪質商法等の被害 防止のためのパ ンフレットを8,000部 作成し、各種会 合で配布して広 報活動を行っ た。	悪質商法等の被害 防止に向け、最 新の手法を反 映したパンフレ ットを作成し、 広報啓発を行 う。	再掲 52
	105	インターネット上のトラ ブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広 報するため、実際の相談事例を踏まえた「サイバー・ワ ン版」等の広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐 欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツに よるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部 サイバー 犯罪対策 課		SNSや各種広報 資料等を活用し た広報啓発を行 うとともに、幅 広い世代を対象 として、サイバ ー犯罪の現状と 対策等に係る講 演やサイバー 犯罪体験型コン 텐츠によるセ ミナーを実施 する。	サイバー・ワ ン版を随 時発行して、広 く広報すると ともに、体 験型コンテ ンツやサイ バー犯罪の現 状と対策等 に係る講演 を実施して 広報啓発 を行った。	SNSや各種広報 資料等を活用 した広報啓 発を行うと ともに、幅 広い世代を 対象として、 サイバ ー犯罪の現 状と対策等 に係る講演 やサイバ ー犯罪体 験型コンテ ンツによる セミナーを 実施する。	
	106-1	消費者被害防止啓 発事業	悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害を防止するた め、動画広告の配信や各種媒体等を活用した啓発活 動を行います。	県民生活 部暮らし 安全安心 課		消費者被害を 防止するため、 動画広告の配 信や各種媒体 等を活用した 啓発活動を行 う。	・若年者向けの消 費者被害防止啓 発動画をWEB 広告で配信 した。 ・高齢者を見守 る人を対象と した啓発動画 を広く県民 から募集し、 優秀な作品 をWE広告等 で配信した。 ・悪質商法を 含む悪質商 法や不当な 寄附勧誘等 による被害 の防止、救 済のため、 動画やチ ラシを作成 し、動画は WEB広告で 配信、チ ラシは県 内の大学 生等へ配 布し啓発 を行った。	若者の消費者 被害を防止 するため、 動画広告の 配信や各種 媒体等を活 用した啓 発活動を行 う。	
106-2	「ライフステージに応 じた消費者教育の取 組・資源マップ」に よる情報の共有 R4- 消費者教育ポ ータルサイ トの活用	消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージ マップ」(自立した消費者になるために、幼児期から高 齢期までのライフステージを通じて、対象領域ごとに、 どのような時期に、どのような内容を身に付けていくこ とが求められるのかについて一覧できるようにしたもの の)の枠組みに基づき作成した「ライフステージに応じ た消費者教育の取組・資源マップ(岡山県版)」(対象 領域ごと、ライフステージごとに、本県における消費者 教育の取組や、活用できるWEBなどの情報源や教材 ・講座等の教育資源等を整理したもの)により、消費 者教育の担い手等における情報の共有を促進しま す。 R4~ 「消費者教育の体系イメージマップ」(消費者庁)の 枠組みに基づき整理された消費者庁のウェブサイト「消 費者教育ポータルサイト」(R4. 4月リニューアル)に 教材等を登録すると共に、活用に向けた啓発を行い、 消費者教育の担い手等における情報の共有を促進 します。	県民生活 部暮らし 安全安心 課		新規に作成した 教材、チラシ、 動画等を随時 登録し、情報 の共有を図 る。またサイ トの活用につ いて県ホーム ページや市 町村担当者 会等で啓 発を行う。	消費者教育ポ ータルサイ トに、啓発 チラシ18歳 から大人に 「お待ちなす て!!それ悪 質商法かも !?」を新規に 登録、掲載 した。また、 県ホームペ ージや市 町村担当者 会等で啓 発を行った。	消費者教育ポ ータルサイ トに、新規 に作成した 教材、チ ラシ、動 画等を随 時登録し、 情報の共 有を図る。 またサイ トの活用 について 県ホーム ページ等 で啓発 を行う。		

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

【重点目標1】 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 エシカル 消費(倫理 的消費)の 普及啓発	107	講座・イベント等を通 じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通 じて、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要 性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活 部暮らし 安全安心 課・消費 生活セン ター	講座・イ ベ ン ト	0回 0人	0回 0人	0回 0人	
	108	啓発リーフレット等を活 用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等 を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費者 行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活 部暮らし 安全安心 課・消費 生活セン ター	-	随時、啓発リー フレット等の 配布等を行 う	随時、啓発リー フレット等の 配布等を行 った	随時、啓発リー フレット等の 配布等を行 う	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
2 「もった いない」運 動の推進	109	「おかやま・もった いない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リ デュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」 という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意 識改革と実践行動を促すため、各種イベントの開催な どにより、「おかやま・もったいない運動」を推進しま す。	環境文化 部循環型 社会推進 課	もったい ないフォー ラム参加者 及びエコ チャレンジ コンテスト 参加者	2,000人	3県民局ごとに地 域の状況に応じた PR・啓発フォー ラムを実施。(参加 者:約1,000人) エコチャレンジコ ンテスト参加者:967 人	3県民局ごとに地 域の状況に応じた 内容でフォーラムを 実施 小学生を対象にし たエコチャレンジコ ンテストの実施	
	110	「エコ製品」の認定と利 用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環 型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」とし て認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化 部循環型 社会推進 課	認定品目 数	378件	385件	385件	
3 地球温暖 化防止対策 の推進	111	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、不要なアイドリングを しない、不要な荷物をおろすなど、エコドライブの実践 に努める運転者を「エコドライブ宣言者」として登録し、 環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化 部環境企 画課	エコドラ イブ宣言者 数	各種広報媒体を 使用してエコドラ イブの普及促進 及び宣言者の増 加など取組を推 進する。	41,258人	各種広報媒体及び イベント等でエコ ドライブの普及促 進を行い、3,000人程 度の宣言者の増加 を目指す。	
	112	R4- 電気自動車等(EV- PHEV・FCV)の普及促 進	EVシフトを踏まえて、走行中のCO2や排ガス排出の観 点から、環境性能が高い電気自動車(EV)やプラグイン ハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車 (FCV)について、蓄電池の機能にも着目しながら、普 及促進に取り組めます。	環境文化 部新エネ ルギー・温 暖化対策 室	電気自動 車等(EV- PHEV・ FCV)の普 及台数	環境性能が高い 電気自動車等の 普及促進に取り 組む。	-	環境性能が高い電 気自動車等の普及 促進に取り組む。	
	113	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交 通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の 日」(毎月最終金曜日)や、バス事業者や鉄道事業者 で実施されているパーク・アンド・ライドなど、公共交通 の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組めます。	県民生活 部県民生 活交通課		公共交通の利用 促進に向けた広 報・啓発活動を実 施する。	県の広報媒体等 を活用し、公共交 通の利用促進に 向けた広報・啓 発活動を実施した。	公共交通の利用促 進に向けた広報・ 啓発活動を実施す る。	
	114	アースキーパーメン パーシブ事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を 定め取り組む県民・事業所をアースキーパーメンパー シブ会員として募集・登録し、会員の活動を支援しま す。	環境文化 部新エネ ルギー・温 暖化対策 室	アースキ ーパーメン パーシブ 会員数	アースキーパー メンパーシブ 会員を募集・登録し、 会員の活動を支 援する。	15,165人	アースキーパーメン パーシブ会員を 募集・登録し、会 員の活動を支援す る。	
4 食品ロス 削減の推 進	115	食品ロス削減月間キャン ペーン事業	食品ロス削減月間の10月を中心にキャンペーンを実 施し、県民の食品ロスに対する理解と実践的な取組を 促進します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	キャンペ ン参加者	5,000人	1,366人 (Webチャレンジ 参加者数)	食品ロス削減に取 り組む事業者が出 展するマルシェの 開催 食品ロス削減の実 践を促すハッシュ タグキャンペーン の実施 等	
	116	「30・10運動」の全県 的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30 分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運 動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展 開します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	30・10運 動三角柱の 配布数	— (三角柱の配布を やめ、月間キャン ペーンの中で食 べ残しを減らす取 組を呼びかける)	新型コロナウイルス 感染症の影響に より三角柱の配布 ではなく、月間 キャンペーン中 で食べ残しを減 らすよう呼び掛 けた。	再開を検討	
	117	地域を学んでのこさず 食べよう事業	大学生が、地域の食材・食品の生産過程やそれらが 生み出してくる地域の土壌・気候・風土等をフィールド ワークで調査・研究した上で、それらを取りまとめた教 材を作成し、小学校で出前講座等を行うことで、地域 の誇りや「もったいない」の気持ちを育みます。	環境文化 部循環型 社会推進 課	事業実施 小学校・大 学数	2校	4校	3校	
	118	食品ロス・家庭ごみ削 減ヒント集の作成・活 用	家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとな る「買わず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口 による具体的なアクション)を提示する小冊子により県 民の取組を促進します。	環境文化 部循環型 社会推進 課	ヒント集 配布数	— (原則、印刷物の 配布をやめ、HP の掲載のみとす る。)	希望者への配布、 HPの掲載を実施し た。	家庭向けの啓発資 材として、家庭で 取り組める方策を ホームページに掲載	

【重点目標2】 消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 消費者団 体の活動 の促進	119	消費者団体の活動支 援	地域における消費者運動を促進するため、消費生 活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費 者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活 部くらし 安全安心 課	委託団体 数	1団体	1団体	1団体	
	120	適格消費者団体の活 動支援	関係機関との情報交換やネットワーク形成活動、専 門家等との連携による相談事業等への参加を促すと ともに、「消費生活相談情報の提供と利用に関する覚 書」に基づく情報提供等を行うなど、消費者団体訴訟 制度の担い手としての活動を支援します。	県民生活 部くらし 安全安心 課・消費 生活セン ター		定期協議会を開 催し、情報交換を 行う。	定期協議会を開催 し、情報交換を行 った。(2回)	定期協議会等を開 催し、情報交換を 行う。	
	121	生活協同組合の育成・ 指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費 生活協同組合法に基づく検査等を通じて組合の育成・ 指導を行います。	県民生活 部くらし 安全安心 課	検査団体 数	3団体	2団体	3団体	
	122	消費者啓発グループ 等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動 する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講 座等を開催する。	県民生活 部消費生 活セン ター	登録数 団体 個人	10団体 9人	10団体 10人	11団体 10人	
	123	特定非営利活動法人 等の運営力強化のた めの支援	消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に 対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活 部県民生 活交通課	研修参加 者数	90人	99人	90人	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
2 消費者団 体の交流・ 連携の促 進	124	きらめきプラザの活用 等による消費者団体の 交流・連携の促進	地域において、消費者教育や消費生活の向上のため、主体的に様々な取組を行っている消費者団体が、一層有効に活動できるよう、きらめきプラザや県消費生活センターを活用して、消費者団体相互の交流を支援します。	県民生活 部消費生 活セン ター		きらめきプラザ内の 各種相談機関 が共同して定期 的に事例研修会 等を実施する。	きらめきプラザ内の 各種相談機関が共 同して定期的に事 例研修会等を実施 した。	きらめきプラザ内の 各種相談機関が共 同して定期的に事 例研修会等を実施 する。	

【重点目標3】 消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 消費者と 行政との連 携	125	岡山県消費生活懇談 会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者、教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。なお、当懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活 部くらし安 全安心課	開催回数	2回	2回	2回	
	126	知事への申出制度の 運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。	県民生活 部くらし安 全安心課	申出件数	-	0件	-	

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

【重点目標1】 規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 規格・表 示・計量等 の適正化	127	家庭用品の規格及び 品質表示に関する指 導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常生活で使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査など指導監視を行います。	県民生活 部くらし安 全安心課	立入検査 数	5店舗	4店舗	5店舗	
	128	不当景品類・不当表示 等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について指導監視を行います。	県民生活 部くらし安 全安心課	措置命令 件数	1件	0件	-	
	129	商品量目に関する検 査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働 部工業技 術セン ター	検査指導 店舗数	適正な計量により 消費者利益を確 保するため、「計 量法」に基づ き、商品量目 について検査指 導を行います。12 店舗を予定	適正な計量により 消費者利益を確 保するため、「計 量法」に基づ き、商品量 目について4店舗 で検査指導を実施 した。	適正な計量により 消費者利益を確 保するため、「計 量法」に基づ き、商品量 目について検査指 導を行います。	
	130	食品表示制度周知啓 発事業	現在の食品表示ルールを事業者に正しく理解していただくために、事業者向けの講習会を開催します。	県民生活 部くらし安 全安心課	参加者数	食品表示研修会 開催回数3回	参加者数 2回 100人	食品表示基準の改 正(原料原産地表 示等)による啓発期 間(R2-4)の終了 により事業終了	

【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 適正な事 業活動の 促進	131	特定商取引法等に基 づく事業者に対する指 導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づき、不適正な取引行為等を行う事業者の指導監視を行います。	県民生活 部くらし安 全安心課	指導等件 数	-	0件	-	
	132	医療機関の人員・設備 等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健医療 部医療推 進課	立入検査 数	立入検査数 83件	立入検査数 69件	立入検査数 83件	
	133	介護保険法に基づく指 導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	子ども・福 祉部福祉 企画課指 導監督室	指導監督 施設数	350施設	267施設	350施設	
	134	貸金業者に対する指 導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導監督を行います。	産業労働 部経営支 援課	立入検査 数	15	15	15	
	135	旅行業法に基づく事業 者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行者等の指導監督を行います。	産業労働 部観光課	立入検査 数	12業者への立入 検査を実施予定	10事業者への立入 検査を実施	12業者への立入 検査を実施予定	
	136	建設業者に対する指 導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部監 理課	-	-	-	-	
	137	建設工事紛争審査会 による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部監 理課	-	-	-	-	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	138	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部建築指導課	立入検査数	12業者	12業者	12業者	
2 悪質な事業者の取締り	139	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部くらし安全安心課	公表件数	-	0件	-	
	140	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部生活安全捜査課	-	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止に努めた。	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。	

【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 価格・需給動向の監視	141	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	-	-	-	-	
2 物価情報の提供	142	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局統計分析課	提供回数	12回	12回	12回	

【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 生鮮食料品の安定供給	143	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	60,562頭	60,562頭	60,162頭	
	144	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	13,006頭	14,720頭	14,950頭	
	145	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	事業参加戸数	19戸	19戸	19戸	
	146	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補給金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部農産課	産地強化計画策定数	10産地	産地強化計画策定数 10産地	産地強化計画策定数 10産地	
2 大規模災害時等における生活物資等の確保	147	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部産業企画課	会員団体数	18団体	18団体	18団体	
	148	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。また、「新型インフルエンザ発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健医療部医薬安全課	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬 263,800人分 乾燥カスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	抗インフルエンザウイルス薬 261,400人分 乾燥カスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	抗インフルエンザウイルス薬 261,700人分 乾燥カスエソウマ抗毒素2本 協定締結 4団体	
	149	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。	消防保安課	協定締結団体数	1団体(継続)	1団体(継続)	1団体(継続)	

基本目標V 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標1】 生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	150	GAPの導入推進	食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための農業生産の工程管理手法であるGAPについて、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部農産課	GAP導入産地数	50産地	46産地	県版GAPの国際水準への引き上げ	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
1 生産段階での食の安全確保	151	農薬の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者等を対象に「農業管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部農産課		農業管理指導員認定研修会開催回数 6回	農業管理指導員認定研修会開催回数 6回	農業管理指導員認定研修会開催回数 6回	
	152	環境保全型農業の推進	全国に先駆けて、昭和63年度に化学肥料・農薬(天敵を除く)を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、慣行栽培に比べて化学肥料・農薬を5割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね3割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。	農林水産部農産課	化学肥料・農薬の低減に取り組む面積	670ha	602ha	675ha	
	153	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をします。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部水産課	養殖場監視指導達成率 R4~養殖場指導数	養殖場指導数 27経営体	81% (34/42)	64.3% (27/42)	
	154	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部水産課	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒検査 28検体	プランクトン 1,077検体 貝毒検査 29検体	プランクトン 940検体 貝毒検査 28検体	
	155	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施する漁協等に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部水産課	調査検体数	114検体	114検体	110検体	
	156	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部畜産課 保健医療部生活衛生課	牛農場立入回数	1,214戸	3,397戸	1,190戸	
	157	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部畜産課	養鶏農場立入回数 鳥インフルエンザモニタリング検査の実施回数	501戸 1,740羽	450戸 1,740羽	489戸 1,740羽	
	158	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場におけるHACCPの運用状況の確認について外部検証を実施するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健医療部生活衛生課	と畜場のHACCP導入状況	開場時に随時実施	開場時に適宜実施 (開場日240日)	開場時に随時実施	
	159	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場におけるHACCPの運用状況の確認をするともに、食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健医療部生活衛生課	食鳥処理場のHACCP導入状況	大規模施設 各2回 小規模施設 各1回	大規模施設 7回/5施設 小規模施設 7回/8施設	大規模施設 各2回 小規模施設 各1回	
2 製造から販売段階での食の安全確保	160	全般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健医療部生活衛生課	監視件数	-	5,573件	-	
	161	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。	保健医療部生活衛生課		各保健所で実施	各保健所で実施した。	各保健所で実施	
	162	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健医療部生活衛生課		ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発した	ラジオ、NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	
	163	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健医療部生活衛生課		-	2回	-	
	164	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認します。	保健医療部生活衛生課		収去 1,770件	収去 1,833件	収去 1,770件	
165	HACCP導入状況の確認	飲食店等の食品等事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理の実施状況について確認を行います。また、小規模な食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理の定着研修会等を行います。	保健医療部生活衛生課		-	各保健所等で実施した。	-		

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取組結果)	R5計画 (数値、もしくは取組予定内容)	備考
	166	栄養教諭・学校栄養職員研修講座	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁保健体育課	参加者数	120人	115人	120人	
	167	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部保健医療部農林水産部	食品表示研修会開催回数3回(農産課・くらし安全安心課)	食品表示研修会開催回数3回(農産課・くらし安全安心課)	食品表示研修会開催回数3回(農産課)		
	168	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起さない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部くらし安全安心課保健医療部生活衛生課農林水産部農産課	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	(農林)50店舗(くらし安全安心課)100店舗	(くらし安全安心課)98店舗(生活衛生課)74店舗(農産課)44店舗	※全体で200店舗	
	169	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健医療部生活衛生課	取去検査件数	315件	302件	315件	
	170	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通が図られるよう監視指導します。	農林水産部農産課県民生活部くらし安全安心課	調査施設数	調査施設数50店舗(農産課)10店舗(くらし安全安心課)	調査施設数38店舗(農産課)0店舗(くらし安全安心課)	調査施設数50店舗(農産課)3店舗(くらし安全安心課)	
	171	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壮の効果等を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健医療部医薬安全課	健康食品買上検査件数(県独自)	6件	6件	6件	
	172	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健医療部医薬安全課	健康食品広告等の確認件数	300件	370件	300件	
	173	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健医療部生活衛生課	有害物質の汚染実態調査件数	重金属 13件 農薬 12件 PCB 12件 カビ毒 25件	重金属 13件 農薬 11件 PCB 12件 カビ毒 25件	重金属 13件 農薬 12件 PCB 12件 カビ毒 25件	
	174	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を対象とした講習会・eラーニングの開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図ります。	保健医療部生活衛生課	開催回数 参加者数	- -	20回 2,659人	- -	
3 消費段階での食の安全確保	175	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健医療部生活衛生課	相談件数	-	2,119件	-	
	176	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健医療部生活衛生課		-	3件	-	
	177	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。	県民生活部くらし安全安心課	相談件数	-	5件	-	
	178	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関係する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健医療部生活衛生課		-	3件	-	
	179	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部農林水産部保健医療部		食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。	該当なし	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。	
180	「見える化」教材を活用した衛生知識の普及啓発	手洗いチェックカーを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健医療部生活衛生課	体験型講習会受講者数	-	433人	-		

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
	181	食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健医療部生活衛生課	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	-	81回	-	

【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 家庭用品等の安全性の確保	182	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い生ずる劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	5店舗	6店舗	5店舗	
	183	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制します。	消防保安課	立入検査数	2件	2件	2件	
	184	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	消防保安課	立入調査数(立入検査数)	372件	368件	331件	
	185	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準の定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。	保健医療部生活衛生課	試買検査数	65件	66件	65件	
2 医薬品等の安全性の確保	186	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	立入検査数	1400	1211	1400	
	187	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健医療部医薬安全課	立入検査数	400	274	400	
3 サービスの安全性の確保	188	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興業場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健医療部生活衛生課	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	1203件 271件 519件 134件 214件 11件 54件	1105件 224件 417件 156件 218件 3件 87件	1062件 235件 465件 110件 193件 10件 49件	
4 住宅の安全性の確保	189	岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。 木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部建築指導課	診断件数	308件	317件	305件	
	190	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及・啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者には保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部住宅課		-	-	-	
	191	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健医療部生活衛生課	相談件数	-	0件	-	
	192	高齢者が在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改修する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。(政令市、中核市除く。)	子ども・福祉部長寿社会課	助成件数	221件	167件	227件	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
	193	道路、住宅等の防犯指 針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道 路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構 造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮し た住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進 し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活 部暮らし安 全安心課		各指針等により、 犯罪の発生しにく い社会環境整備 を働きかける。	各指針等により、犯 罪の発生しにくい社 会環境整備を働き かけた。	各指針等により、犯 罪の発生しにくい社 会環境整備を働き かける。	

【重点目標3】安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R4計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	R4実績 (数値、もしくは取 組結果)	R5計画 (数値、もしくは取 組予定内容)	備考
1 情報の提 供	194	ホームページ等による 食の安全に関する情 報提供の充実	食の安全に関して、ホームページの掲載内容を充実 させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペ ン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など 様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供 します。	保健医療 部生活衛 生課	街頭キャン ペーン回数	-	8回	-	
	195	ホームページ「健康お かやま21」の充実	県の健康増進計画である「第2次健康おかやま21 セカンドステージ」を広く県民に普及するために開設し たホームページの充実を図ります。	保健医療 部健康推 進課		ホームペー ジアク セス数 13,000件	・県HPアクセス数 確認方法変更 ・健康おかやま21 の情報発信を図る とともに関係団体 が実施する健康づ くりの事業について も紹介を行い充実 を図った。	健康おかやま21の 情報発信を図ると もに関係団体が実 施する健康づくり の事業についても紹 介を行い充実を図 る	
	196	「栄養成分表示の店」 登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻 度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱ く質、脂質、炭水化物、食塩相当量の量を表示する店 舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進します。	保健医療 部健康推 進課		登録店舗数 332件	登録件数 279件	登録件数 299件	
	197	薬事衛生知識の普及 啓発及び医薬品等の 情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協 力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、県薬 剤師会「薬事情報センター」を通じて、薬に関する問 い合わせに応じています。	保健医療 部医薬安 全課	相談・情報 提供件数	-	1,700件	-	
	198	介護サービス情報公表 システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に 対して介護サービス事業所等の情報提供を行って います。	子ども・福 祉部福祉 企画課指 導監査室	情報掲載 件数	2,200件	2,290件	2,300件	
	199	食の安全サポーターへ の情報提供等	食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食 の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属 の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得 や理解を深めます。 ※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるた め、自主的に活動する企業(団体)として、登録された 企業(団体)	保健医療 部生活衛 生課	食の安全 サポーター 登録団体 数 食の安全 サポーター 情報配信 回数	R4までに 120団体	116団体(累計)	R5まで に120団体	
2 相互理解 の促進	200	リスクコミュニケーション 事業の実施	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して 実施するとともに、リスクコミュニケーション提案型の活 動に対する支援を行います。テーマについては、県民 意識調査を参考にするなど、効果的に取り組みます。	保健医療 部生活衛 生課	リスクコミュ ニケーシ ョン事業 実施回数	R4までに 累計50回	4回	R5までに 累計50回	
	201	リスクコミュニケーション の場や機会の提供 等と地域への波及	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や 意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニ ケーション活動を行う者に対する支援を行います。 また、意見交換会等の参加者からその周囲の方へリ スクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資 料の提供等の取組を行います。	保健医療 部生活衛 生課	リスクコミュ ニケーシ ョン事業参 加者から県 民への伝 達実施回 数	R4までに 累計250回	0回	R5までに累計 250回	
	202	リスクコミュニケーション に係る食品関連事業 者等の支援	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを 進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者 団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組み るよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供す るなどの支援を行います。	保健医療 部生活衛 生課		-	-	-	

応募方法

01 YouTube

YouTubeに応募作品をアップロードの上、応募フォームへ動画URLを入力。

※YouTubeへのアップロードはご自身で行ってください。
※公開方法は「限定公開」をお願いします。

02 TikTok

事業アカウントをフォローの上、「#イヤヤワード」を付けてシェア。応募フォームへ動画URLを入力。

※TikTokへのアップロードはご自身で行ってください。※TikTokの検索機能を使って応募作品を確認します。公開方法は「公開」をお願いします。

個人情報の取扱について

応募者の個人情報は、当コンテストに関してのみ利用し、本人の承諾なしで当コンテスト以外の目的で利用、または第三者に提供しません。



ふるってご応募ください!

審査員

審査員長



映画監督・映画制作会社ウサギマル代表

大森 研一氏

1975年愛媛県出身。大阪芸術大学卒。幅広い分野で映像業務をおこないつつ映画制作を続ける。国内映画祭で多数の受賞歴を持ち、テレビ朝日プロスタTVアワードにて準グランプリ受賞を機に『ライトノベルの楽しい書き方』(’10)の監督・脚本・編集にて商業映画デビュー。以降、『恐怖新聞』(’11)、『瀬戸内海賊物語』(’14)、『ポプラの秋』(’15)、『海すずめ』(’16)、『やっさだるマン』(’18)、『ふたつの昨日と僕の未来』(’18)、『未来へのかたち』(’21)と、コンスタントに映画を公

開。オリジナル脚本作品では人の繋がり・心とむ作品が特徴的で、愛されるキャラクターを描き出すことに定評があります。また、講演会や様々なイベントなどの審査員、ゲスト出演等も行い、さらに近年では2021年11月よりFM愛媛のラジオ番組「大森研一のStarting Line for the Future」のパーソナリティを務めるなど幅広い分野で活躍中。愛媛県課題観光大使、同県うわじまアンバサダー、同県新居浜ふるさと観光大使、広島県三原アンバサダー、香川大学大学院非常勤講師。

プロから魅せるを学ぶ

動画制作

オンライン講座&座談会

大森氏の講座&座談会を開催!

国内映画祭での受賞歴や、講演会の開催、コンテストの審査員など、多数の実績と経験を兼ね備えた動画クリエイターによる動画制作講座(@zoom)を実施!今回は若者に身近な動画コンテンツの制作や発信時のポイントについて解説。大森氏へ直接質問できる座談会も同時開催!気軽にプロの視点を直接学べる参加型の講座です。

[会期]
7/29(土) 14:00~
(1時間程度)

参加無料

[プログラム]

- 01 「人を動かす映像づくり」をプロの視点から分析・解説
- 02 動画撮影、編集のポイント
- 03 座談会

審査員



岡山県立大学
特命教授

嘉数 彰彦氏

専門分野は映像デザイン【主な研究の概要】「商品開発とプロモーションに関する研究」「コンテンツによる地域産業の振興に関する研究」「プロモーション映像に関する研究(観光)及びデータの活用によるプロモーション」。【主な地域貢献活動】2017年度「高齢者を消費者被害から守る警鐘CMコンペティション」審査員長。2018~2019年「岡山芸術文化賞」選考委員。2018~2019年「あかいわ魅力発見フォトコンテスト」審査委員長。2022年度「高齢者を消費者被害から守る動画コンテスト」審査員 ほか。

審査員



岡山大学
大学院社会文化科学研究科 准教授

濱田 陽子氏

濱田氏が顧問を務める岡山大学法学部公認サークル「岡山大学法友会」は、県内中学校・高校に Outreach、消費者教育をはじめとした授業を行い、学生の理解促進に務める。また、岡山弁護士会・岡山大学法学部共催のジュニア・ロースクール岡山では、県内中学校3年生・高校生を対象に、法的なものの考え方を学んでもらう目的のもと毎年開催。地域社会の消費者教育に大きく貢献。【受賞歴】消費者利益擁護・増進への活躍を表彰する、消費者庁の「令和3年度消費者支援功労者表彰」にて内閣総理大臣表彰受賞。

主催/岡山県 県民生活部くらし安全安心課

【お問合せ先】岡山188AWARD事務局 Tel.070-5461-5680 (平日9:30~17:00 担当/安田)

イヤヤ OKAYAMA
188 AWARD
若者の消費者被害を防ぐ動画コンテスト



防ごう!
あなたのアイデアを。

[応募期間] 令和5年 7/5 [水] → 10/4 [水]

どうすれば守れるだろう...?自分ならどうする!?

悪質業者から狙われる若者たちを守るため、あなたのアイデアをお寄せください。

最優秀賞は岡山県の啓発動画として、映画館等で放映させていただきます。

最優秀賞
賞金
15万円
1作品

優秀賞 賞金 5万円 2作品

若者賞 賞金 3万円 2作品

※受賞者が未成年者の場合、相当額のギフト券など贈呈。

188 困った時は消費者ホットラインへ!



イヤヤ OKAYAMA 188AWARD

若者の消費者被害を防ぐ動画コンテスト

188(イヤヤ)AWARDとは?

成年年齢が18歳になり、若者の消費者被害の拡大が懸念されています。そこで、自分たちが悪質業者等から狙われていることを若者の皆さんに知ってもらい、どのようなことに気をつければ若者が消費者被害に遭わないかを考えてもらう、若者の消費者被害を防ぐ動画コンテスト

「OKAYAMA 188AWARD」を開催します。また、消費者ホットライン「188」の認知度向上を図り、悪質商法や特殊詐欺等による消費者被害を未然に防止することも目的としています。若者をはじめ、全ての世代の方からの動画作品をお待ちしています。ふるってご応募ください!

社会経験や知識が不十分な若者は、悪質商法のターゲット!

世の中には、様々な種類の悪質商法があります。社会経験が少なく、契約知識が不十分な若者は、狙われやすく、消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向にあります。また、若者が日常的に利用しているインターネットを悪用した手口によるトラブルが後を絶ちません。

消費者被害の実例と対処法を知って身を守る!

若者の皆さんに気をつけてほしい消費者トラブル。



就活・ビジネス 関連トラブル

SNSの就活無料相談や就活セミナーで知り合った人に、「就活に活かせる」と、投資セミナーの受講やビジネス教材を勧められた。



定期購入トラブル

ネットの口コミを見て、契約内容を十分に確認しないまま、お試し1回だけのつもりで注文したら、定期購入が条件の契約だった。

対処法

必要がないと思う契約は、ハッキリと断りましょう。また、契約のために借金をするのはやめましょう。

対処法

申し込みの内容をしっかりと確認し、利用条件や業者とのやり取りを記録に残しましょう。また、対処に困ったら188に相談しましょう。



美容関連トラブル

美容関連の広告で、低価格のお試しコースを知り、利用してみようと店舗に行ったら、強引に高額な契約を迫られた。



架空料金請求トラブル

ネットの未納料金が発生しているなどの名目で、携帯電話にショートメッセージが送られ、電子マネー(プリペイドカード)を購入し、カード番号を伝えるよう指示された。

対処法

その場の雰囲気流されず、そのサービスが本当に必要なかを考え、すぐに契約をせず、冷静に考える時間を持ちましょう。

対処法

大手通販サイトや裁判所などが「未納料金などの支払い」の名目で、電子マネーを購入させることは絶対にありません。相手にしないようにしましょう。

消費者ホットライン188とは?

商品・サービスの契約や悪質商法におけるトラブルなどについて、最寄りの相談窓口につながる3桁の電話番号です。「怪しいな?」と思ったらすぐに、消費者ホットライン188へ相談!

これらの内容を

動画作りの参考にしてください!

募集概要

[テーマ] 悪質商法・特殊詐欺から若者を守ろう!

若者の消費者被害を防ぐため、積極的に呼びかける動画作品を募集します。

ショート動画部門

15秒~30秒以内の動画作品
(撮影方法や表現方法は自由)

前回の
受賞作品
制作の参考に!



私たちの「気づき」が高齢者を守る!
[制作] U-suke様



ももちちゃんのまるばつクイズタイム
高齢者を消費者被害から守ろう!
[制作] 株式会社タイオン365様

もしかして消費者被害?
[制作] 伊藤のかり様



ワンカット動画部門

決められたお題に、あなたのワンカット動画を繋げて、ひとつの動画を完成させよう!

詳しくは
公式サイトにて!



このストーリーの最終カットを制作し、ご応募ください!

人気YouTuber瀬戸内サニー氏による
バズる動画の作り方
7月下旬に公開予定!

応募資格	日本国内にお住まいの方。(プロ、アマ、学生、個人、団体、年齢は問いません。)何作品でも応募可能。ただし受賞は1名・1団体で1作品までとします。						
応募期間	令和5年7月5日(金)~10月4日(金)まで						
作品形式	mp4/wmv/movファイル、解像度[1,080p フルHD(1,920px×1,080px)]または[720p HD(1,280px×720px)]、音声(ステレオ2ch)						
賞	<table border="0"> <tr> <td>..... ショート動画部門</td> <td>最優秀賞 賞金15万円 1作品</td> <td>優秀賞 賞金5万円 2作品</td> <td>若者賞 賞金3万円 2作品</td> <td>..... ワンカット動画部門</td> <td>ワンカット賞 Amazonギフト券1万円分 3作品</td> </tr> </table> <p>※若者賞の対象は、応募時の年齢が25歳以下の方。※受賞者が未成年者の場合、相当額のギフト券など贈呈。※最優秀賞作品は映画館広告とWEB広告として、優秀賞・若者賞作品はWEB広告として使用されます。また、ワンカット賞作品を含めた全ての受賞作品を公式サイトで紹介いたします。</p> <p>AmazonはAmazon.com, Inc. またはその関連会社の商標です。</p> ショート動画部門	最優秀賞 賞金15万円 1作品	優秀賞 賞金5万円 2作品	若者賞 賞金3万円 2作品 ワンカット動画部門	ワンカット賞 Amazonギフト券1万円分 3作品
..... ショート動画部門	最優秀賞 賞金15万円 1作品	優秀賞 賞金5万円 2作品	若者賞 賞金3万円 2作品 ワンカット動画部門	ワンカット賞 Amazonギフト券1万円分 3作品		

あなたの動画が若者の消費者被害を防ぎます!特設サイトからご応募お待ちしております!

<https://okayama188.jp/>



もっと知りたい方はこちら！

加工食品の表示について詳しく知りたいときは、

- 消費者庁
「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」



- 消費者庁
「知っておきたい食品の表示」(消費者向け)
- 消費者庁
「早わかり食品表示ガイド」(事業者向け)



外食・中食における食物アレルギー情報の提供に取り組むときの
参考資料

- 消費者庁
「外食等におけるアレルゲン情報の
提供の在り方検討会中間報告」
- 外食等におけるアレルゲン情報推進検討会
「外食・中食における
アレルゲン情報の提供に向けた手引き」



本紙は、アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」の令和3年度改正において、国は、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する旨が追記されたこと等を踏まえて作成するものです。

お問い合わせ



消費者庁食品表示企画課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階

TEL: 03-3507-8800 (代表)

ウェブサイト (お問い合わせ受付フォーム):

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1075>

食物アレルギーの患者さん・ご家族の方へ

外食・中食を 利用するとき 気をつけること



外食・中食※1をするときのポイント

※1 あらかじめ容器包装されずに販売される弁当や惣菜等の店頭での対面販売

誤食のリスクが潜んでいます！

- ✓ 原因食物（アレルゲン）が含まれているかわからないとき、お店に確認しても心配な点があるとき等には、利用しないことも大切です。



お店が提供している食物アレルギー情報が常に正しく、常に最新である保証はありません

- ✓ お店から提供される情報を利用するときには、次のような点に注意が必要です。
 - 加工食品におけるアレルギー表示とは、正確性、表示の範囲、そもそもルールなどが違うことを知りましょう。
 - お店により対象とする情報の範囲が違います（乳・卵・小麦だけ、8品目だけ、28品目が対象等）。
 - 情報が古くなっていることがあります。情報の更新日等をもとに最新情報であるか確認しましょう。

アレルギー情報の確認は、責任者等、食物アレルギーに詳しい店員さんにしましょう

- ✓ 外食・中食では店員さんの入れ替わりが早いこともあり、店員さんが十分に食物アレルギーのことを理解しているとは限りません。店員さんの「入っていない」は不確かなこともあるので注意が必要です。
- ✓ 食物アレルギーに詳しい方や責任者に聞いた方がよいでしょう。



誤食の事例

間違った情報や不十分な情報等によって、原因食物（アレルゲン）を含む食品を食べてしまう事故が生じています。場合により重篤なアナフィラキシーに至ることもあります。

外食・中食を利用するときには、そもそも食物アレルギー表示のルールがないことを知ったうえで、アレルゲンの使用状況等をよく確認し、食物アレルギーであることをきちんとお店に伝えましょう。

事例①：確認不足（店による対応の違い）



アレルギー：卵

アレルギー対応のハンバーグをアレルギーの子どもが食べられたと友人に聞き、そのチェーン店の別の店で子どもに食べさせたところアナフィラキシーを発症した。

（原因）店によってアレルギー対応のメニューが異なり、店員に確認せずに注文したことが問題であった。

事例②：確認不足（家族が食べる料理のアレルゲン使用状況）



アレルギー：卵、乳

家族が注文した合鴨のロースのソテーを、子どもが欲しかったので一切れ食べさせた。ところが、なめただけですぐに泣き出し、顔が大きく腫れてしまった。

（原因）ソテーのソースに卵とバターが使われていた。注文のときに、家族の料理を含めてアレルゲンの使用や混入がないか確認していないことが問題であった。

事例③：お店における情報共有の不備



アレルギー：果実類

レストランに食物アレルギーがあることを伝え、対応を確認した上で予約した。当日の料理を見て、ソースに果物が使われている等の不安を感じた母親が、何度も店に確認したことで、アレルゲンを使っていることがわかり、誤食を防げた。

（原因）予約を受け付けたスタッフが、シェフに食物アレルギーのことを伝えていなかったことが問題であった。

外食・中食で行われている自主的な取組とは？

食物アレルギーのあるお客様に対する取組を自主的に始めているお店もあります。

※外食・中食では、原因食物（アレルゲン）の混入を完全に防ぐことは難しく、患者さんおよび保護者は慎重に判断する必要があります。

- ・予約のときに食物アレルギーの相談をされたら、その原材料を含まない料理に差し替えています。
- ・この場合、アレルゲンが含まれているかわからない加工食品は原材料として使いません。



居酒屋



洋菓子店

- ・何が食べられないか、症状の程度等を事前によく聞いて、アレルゲンを使用しないケーキを提供しています。
- ・作るときには、アレルゲンが混入しないよう、他のケーキと同じ器具を使わないなどの対策をしています。

- ・調理する商品のアレルゲンは、店頭QRコードからアクセスできるホームページで確認できます。
- ・店頭スタッフには、間違った情報を答えると命に関わること、お客様自身に確認してもらうことを徹底して教えています。



中食事業者

食物アレルギーであることをきちんと伝える工夫をしましょう

- ☑ 注文を受ける店員さんと調理人とは別であることが多いです。調理人にもきちんと情報が伝わるよう、口頭ではなく食物アレルギーコミュニケーションシートなどを利用して確認しましょう。

参考：消費者庁「食物アレルギーコミュニケーションシート」



お店では調理中に原因食物（アレルゲン）が混入することがあります

- ☑ 外食・中食で原因食物の意図しない混入（コンタミネーション）を完全に防ぐことは困難です。外食・中食の利用は、慎重に判断をしましょう。

誤食を防ぐのは、自分自身であるという意識をもって、外食・中食を楽しみましょう

- ☑ 原因となる食物は人によって違い、微量で発症する人もいれば、少量であれば食べられる人もいます。「食べられる／食べられない」の判断は、最終的に店ではなく、自身または家族が判断しましょう。

これなら食べられるね



外食・中食での情報提供

外食・中食では、
食物アレルギーに関する情報提供が義務づけられていません。

加工食品※1



以下8品目を微量でも含むときには表示が必要となります。

- ・えび
- ・そば
- ・かに
- ・卵
- ・くるみ
- ・乳
- ・小麦
- ・落花生
(ピーナッツ)

その他、20品目※2を表示することが勧められています。

注：20品目は表示されないこともあります。
「表示がない=含まれていない」ではありません。

外食・中食



そもそも加工食品のような、食物アレルギー表示に関するルールはありません。一部、自主的に一覧表等で情報提供しているお店もあります。

外食・中食では次のような特徴があるため、お店が提供している情報が、常に正しく、常に最新であるとは限らないことに注意が必要です。

- 調理や盛りつけ等により同一メニューでも使用される原材料や内容量等のばらつきがある
- 提供される商品の種類が多く、原材料がよく変わる
- 調理中に原因食物（アレルギー）が混入することがある

※1 容器包装に入れられた加工食品や添加物での食物アレルギー表示。アレルギーに由来する添加物を使用した場合、一部の生鮮食品も対象。
※2 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

原因食物の意図しない混入 (コンタミネーション) に注意

外食・中食のお店では複数の料理を同時に調理することが多く、アレルギー対応のはずの料理に意図せず原因食物(アレルゲン)が混入することがあります。

食物アレルギーの症状の重さには個人差があり、微量の混入でも重い症状がでることがあります。外食・中食の利用は医師の指導に従うことが大切です。

利用してよい患者さんであっても、お店では食物アレルギーであることを伝えて調理器具やトング等の使い分けや洗浄が可能か確認しましょう。

また、思わぬ症状が起きてしまう可能性を常に意識しておきましょう。

コンタミネーションの例



まな板や包丁の共有



飲料のノズル



スプーンやトングの共有



そば粉や小麦粉が舞うことによる混入